

JSATMarineサービス 契約約款

初版
(2025年9月19日)

JSAT MOBILE Communications株式会社

JSATMarineサービス契約約款 目次

第1章 総則	1
第1条 (約款の適用)	1
第2条 (約款の変更)	1
第3条 (用語の定義)	1
第4条 (提供区域)	3
第2章 JSATMarineサービスの内容	4
第5条 (JSATMarineサービスの品目等)	4
第6条 (JSATMarineサービス提供に関わる周波数)	4
第7条 (JSATMarineサービスに係る利用回線の一端)	4
第8条 (無線局の免許の申請等)	4
第3章 利用契約の締結等	5
第1節 契約の単位等	5
第9条 (契約の単位)	5
第2節 利用申込及び利用契約の締結	5
第10条 (利用申込の方法)	5
第11条 (利用開始日等)	5
第12条 (利用申込の承諾)	5
第3節 他人利用請求	6
第13条 (他人利用等)	6
第4節 利用契約者が行う利用契約事項の変更の請求	6
第14条 (品目の変更の請求)	6
第15条 (利用開始日の変更の請求)	6
第16条 (変更の請求に対する承諾)	7
第5節 当社が行う利用契約の変更	7
第17条 (トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更)	7
第6節 JSATMarineサービスの利用の終了等	7
第18条 (利用契約者が行うJSATMarineサービスの利用の終了の請求)	7
第19条 (当社が行うJSATMarineサービスの利用の更新)	7
第7節 利用契約の解除	7
第20条 (当社が行う利用契約の解除)	7
第21条 (利用契約者が行う利用契約の解除)	8
第4章 JSATMarineサービスの提供の中止及び停止	10
第22条 (JSATMarineサービスの提供の中止)	10
第23条 (JSATMarineサービスの提供の停止)	10
第24条 (JSATMarineサービスの品目の廃止)	10
第25条 (トラフィック及び接続制限等)	11
第5章 他社回線との接続	12
第26条 (他社回線接続の請求)	12

第27条（他社回線接続の請求の承諾等）	12
第6章 利用回線の利用の制限	13
第28条（利用回線の利用の制限）	13
第7章 料金等	14
第1節 料金等の支払義務	14
第29条（料金）	14
第30条（料金の支払義務）	14
第31条（支払いを要しない料金）	14
第32条（解除料等の支払義務）	14
第2節 料金の計算	15
第33条（料金の計算方法等）	15
第3節 割増金及び延滞利息	15
第34条（割増金）	15
第35条（延滞利息）	15
第4節 違約金	15
第36条（違約金）	15
第8章 保守	16
第37条（利用契約者の維持責任）	16
第38条（利用契約者の切分責任）	16
第39条（利用回線の修理又は復旧の順位）	16
第9章 損害賠償等	17
第40条（損害賠償）	17
第41条（免責）	17
第10章 その他の提供条件	18
第42条（通信の秘密保護）	18
第43条（船上地球局設備等の据え付けに関する申請等）	18
第44条（電波干渉に要する工事等）	18
第45条（JSATMarineサービスの技術的事項）	18
第46条（法令に規定する事項）	18
第47条（利用契約者の義務）	18
第48条（その他の提供条件）	19
附 則	19

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このJSATMarineサービス契約約款（以下「約款」といいます。）及びJSATMarineサービス料金表（以下「料金表」といいます。）を定め、これによりJSATMarineサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、利用契約者の一般の利益に適合する場合、又は電気通信サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、約款の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を変更する場合には、変更後の約款の内容及びその効力発生時期を利用契約者に周知するものとします。

(用語の定義)

第3条 この約款及び料金表においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線	電気通信設備たる回線
4 船舶	海域又は水域で運航するすべての型式の船（動的支持力を有する船舶、潜水船、浮遊機器及び永続的に係留されていない作業台を含む）及び海域又は水域で運用される船以外の構造物
5 日本籍船舶	船舶法第4条（明治32年法律第46号）に基づき日本国内に船籍港を定める船舶
6 外国	日本国以外の国に属する地域
7 外航船舶	日本と外国との間又は外国の間を往来する船舶
8 内航船舶	外航船舶以外の船舶
9 人工衛星	当社協定事業者が保有及び運用する人工衛星（他社と共同で保有する場合は他社の専有部分を除きます。）
10 トランスポンダ	人工衛星に搭載されたJSATMarineサービスの提供に係る電波中継器（送受信アンテナを含みます。）
11 インターネット接続網	主としてデータ通信の用に供する事を目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送を行う為の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）

12 JSATMarineサービス	(1) 当社協定事業者が日本籍船舶を保有する利用契約者に対して、基地地球局設備と船上地球局設備との間に、当社指定の人工衛星を介して電気通信回線を設置し、かつ、当社が他の電気通信事業者から提供を受ける電気通信設備を通じてインターネット接続網に接続することにより通信を提供する電気通信サービス。 (2) 当社協定事業者が日本籍船舶以外の船舶を保有する利用契約者に対して、基地地球局設備と利用契約者が船舶に据え付けるアンテナの直前の空間との間に、当社指定の人工衛星を介して電気通信回線を設置し、かつ、当社が他の電気通信事業者から提供を受ける電気通信設備を通じてインターネット接続網に接続することにより通信を提供する電気通信サービス。
13 利用申込	利用契約の申込
14 利用申込者	JSATMarineサービスの利用に係る申込をした者
15 利用契約	JSATMarineサービスに係る契約
16 利用契約者	当社とJSATMarineサービスに係る契約を締結している者
17 トラフィック	利用回線の利用状況
18 利用回線	利用契約に基づきJSATMarineサービスの用に供する電気通信回線
19 端末設備	利用回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の船舶内（これに準ずる区域内を含みます。）であるもの
20 自営端末設備	利用契約者が設置する端末設備
21 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条、第16条に基づき総務大臣の登録を受けた者又は届け出を実施した者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
22 端末設備等	利用回線に接続する端末設備その他の電気通信設備
23 船上地球局	JSATMarineサービスの提供に係る、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「電波法施行規則」といいます。）に規定される人工衛星局と通信を行うため船舶に開設する無線局
24 船上地球局等	船上地球局又は、当社協定事業者が認める船舶における地球局
25 船上地球局設備	JSATMarineサービスの提供に係る船上地球局の無線設備で、アンテナからベースバンド信号の変調器又は復調器（他の装置と容易に切り離しできない一体構造の場合はその装置）にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備
26 船上地球局設備等	船上地球局設備及び、当社協定事業者が認める船舶における船上地球局等の無線設備
27 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年総務省令第31号）及び利用回線端末等の接続の技術的条件
28 無線設備	無線電信、無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備
29 無線局	電波法（昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。）に規定される無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。ただし、受信のみを目的とするものは除く（電波法で規定される受信のみを目的とする無線局を除く）。
30 人工衛星局	JSATMarineサービスの提供に係る、電波法施行規則に規定される人工衛星に開設する無線局
31 基地地球局	JSATMarineサービスの提供に係る、船上地球局設備の監視及び制御を行うために地表に開設する無線局
32 基地地球局設備	JSATMarineサービスの提供に係る、当社協定事業者の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据え付ける基地地球局の無線設備
33 トランスポンダ障害	トランスポンダが細則に定めるトランスポンダ技術仕様を維持できなくなった状態

34 警察機関	警察法（昭和29年法律第162号）による警察庁又は都道府県警察の機関
35 消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）に規定する国又は地方公共団体の消防の機関
36 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、一の題号について8,000部以上であること
37 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者
38 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（36欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社
39 国又は地方公共団体等	国、地方公共団体、それらの地方支分部局、又は主としてそれらの機関に衛星通信のサービスを提供する公益法人
40 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
41 当社協定事業者	JSATMarineサービスの提供を行うにあたり、日本において電気通信設備を設置する電気通信事業者であるスカパーJSAT株式会社

（提供区域）

第4条 JSATMarineサービスの提供区域は当社が別に定めます。

第2章 JSATMarineサービスの内容

(JSATMarineサービスの品目等)

第5条 JSATMarineサービスに係る品目は料金表に規定するとおりとします。

(JSATMarineサービス提供に関わる周波数)

第6条 当社は、JSATMarineサービスを当社協定事業者が指定した周波数により提供します。

(JSATMarineサービスに係る利用回線の一端)

第7条 当社は、当社協定事業者をして利用契約者が指定する船舶（日本籍船舶に限ります。）に船上地球局設備を設置させ、これを利用回線の一端とします。

- 2 利用契約者は、前項の船上地球局設備について、その基礎工事部分を含め利用契約者の責任と負担において据え付けていただきます。利用契約者は、その船上地球局設備の仕様の決定にあたっては、電気通信事業法、電気通信事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則並びに当社協定事業者が別に定める技術条件（以下「技術条件等」といいます。）を遵守していただきます。
- 3 船上地球局設備を追加、変更、取り換え又は移転するときは、その追加、変更、取り換え又は移転に係る船上地球局設備についても前項を適用します。
- 4 利用契約者が日本籍船舶以外の船舶でJSATMarineサービスを利用する場合、船上地球局設備等について、その基礎工事部分を含め利用契約者の責任と負担において据え付けて頂きます。利用契約者は、その船上地球局設備等の仕様の決定にあたっては、その船舶が属する国の法律及び当社が別に定める技術条件を遵守していただきます。この場合の当社と利用契約者との責任の分界は、利用契約者が船舶に据え付けるアンテナの直前の空間とします。

(無線局の免許の申請等)

第8条 日本籍船舶の船上地球局の無線局の免許人は当社協定事業者となります。

- 2 当社協定事業者は、日本籍船舶の船上地球局の無線局の免許の取得、更新及び変更並びに無線局の廃止に関し、電波法上の手続きを行います。
- 3 利用契約者は、日本籍船舶以外の船上地球局等の無線局の免許の取得、更新及び変更並びに無線局の廃止に関し、利用契約者の責任と負担によって、その船舶が属する国の法律に基づき手続きを行っていただきます。

第3章 利用契約の締結等

第1節 契約の単位等

(契約の単位)

第9条 当社は、利用契約について、船上地球局等ごとに一の利用契約を締結します。

2 一の利用契約について利用契約者は1人とします。

第2節 利用申込及び利用契約の締結

(利用申込の方法)

第10条 利用申込にあたっては、利用申込者は次に掲げる事項を記載した当社所定のJSATMarineサービス申込書を当社に提出していただきます。

- (1) 品目
- (2) 利用開始希望日
- (3) 船舶の名称
- (4) 船籍
- (5) 航路（外航又は内航）
- (6) その他利用申込の内容を特定するための事項

2 利用申込者は、前項のサービス申込書に記載される情報が当社から当社協定事業者へ開示され、JSATMarineサービス提供に必要な範囲で当社協定事業者も利用することを承諾するものとします。また、利用申込者は、JSATMarineサービスの提供を行うにあたり、当社協定事業者から通知、連絡等を直接受け取る場合や当社協定事業者の指示に基づき当社協定事業者と情報等を直接遣り取りする場合があることを承諾し必要な協力を行うことに同意するものとします。

(利用開始日等)

第11条 当社は、前条（利用申込の方法）第(2)号の利用開始希望日を基準に、JSATMarineサービスの提供に係る当社協定事業者の電気通信設備の有無、当社協定事業者の無線局免許の取得の見込み等を考慮し、当社は利用申込者と協議の上、JSATMarineサービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます。）を定めます。

2 JSATMarineサービスの利用終了日（以下「利用終了日」といいます。）は、利用開始日から24ヶ月となる日が属する月の月末、又は第19条（当社が行うJSATMarineサービスの利用の更新）第3項において定める日とします。

3 JSATMarineサービスの利用期間（以下「利用期間」といいます。）は、利用契約者がJSATMarineサービスを利用することができる期間で、利用開始日から利用終了日までの期間とします。

(利用申込の承諾)

第12条 当社は、利用申込に対して、利用申込を受け付けた順序に従い、次に掲げる事項について記載した当社所定の利用契約書の取り交わし又はこれに準じる承諾書の発行をもって承諾します。

ただし、第28条（利用回線の利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、第39条（利用回線の修理又は復旧の順位）の表に掲げる順位に従って承諾することがあります。

- (1) 品目
- (2) 利用開始日

- (3) 船舶の名称
 - (4) 船籍
 - (5) 航路（外航又は内航）
 - (6) その他利用契約の内容を特定するための事項
- 2 当社は、前項の規定に拘らず、次のいずれかに該当する場合には、利用申込を承諾しないことがあります。
- (1) 申込みのあったJSATMarineサービスを提供するために使用する電気通信設備が無いとき。
 - (2) 申込みのあったJSATMarineサービスを提供するために必要な無線局免許並びにその船舶が属する国の法律に基づく必要な免許が取得されていないとき又は手続きが完了していないとき。
 - (3) 申込みのあった利用回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (4) 申込みのあった利用開始希望日にJSATMarineサービスの提供の開始ができないとき。
 - (5) 利用申込者がJSATMarineサービスの料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要する利用料等の料金、工事費に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この約款において同じとします。）のいずれかの支払いを過去に怠り、もしくは現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (6) 申込みのあったJSATMarineサービスを提供することによって、当社又は当社協定事業者が電波法及び放送法（昭和25年法律第132号。以下「放送法」といいます。）に規定する放送を行うこととなるとき。
 - (7) その他JSATMarineサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第3節 他人利用請求

（他人利用等）

第13条 利用契約者は、JSATMarineサービスを利用契約者以外の者に対して、利用させることはできません。

第4節 利用契約者が行う利用契約事項の変更の請求

（品目の変更の請求）

第14条 利用契約者は、品目の変更の請求ができます。

- 2 品目の変更の実施日は、当社が当該変更の請求を受領した日から起算して12日が経過した日以降（日数の計算においては、当社の休日を除きます）に最初に到来する暦月の初日とします。

（利用開始日の変更の請求）

第15条 利用契約者は、利用開始日の変更の請求ができます。ただし、利用開始日の延期については、変更後の利用開始日を利用契約に定めた当初の利用開始日から60日を超えない日としていただきます。

- 2 前項の規定に拘らず、利用契約者は、利用契約者の責に帰し得ない無線局免許の取得の遅れにより利用開始日にJSATMarineサービスの利用を開始できない場合は、利用契約に定めた当初の利用開始日から60日を超えて利用開始日を延期することができます。

(変更の請求に対する承諾)

第16条 当社は、第14条（品目の変更の請求）から前条（利用開始日の変更の請求）までの規定に基づいて利用契約事項の変更の請求があったときは、第11条（利用開始日等）及び第12条（利用申込の承諾）の規定に準じて承諾します。但し、①第14条（品目の変更の請求）第1項に基づく請求については当社が当該請求を受領した時点をもって、第14条第2項の規定された実施日から利用契約者の希望する品目に変更されるものとみなします。また②第15条（利用開始日の変更の請求）第1項に基づく請求については、当該条項の但し書きの規定に合致している場合に限り当社が当該請求を受領した時点をもって、変更後の利用開始日に変更されたものとみなします。

第5節 当社が行う利用契約の変更

(トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更)

第17条 当社は、トランスポンダにトランスポンダ障害等が発生したためJSATMarineサービスを提供できない場合において、利用契約に定めた利用契約事項と異なる利用契約事項によってJSATMarineサービスを提供できるときは、利用契約者にその旨を書面で通知します。利用契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後30日以内にその利用契約の利用契約事項の変更の請求をしていただきます。

第6節 JSATMarineサービスの利用の終了等

(利用契約者が行うJSATMarineサービスの利用の終了の請求)

第18条 利用契約者は、JSATMarineサービスの利用の終了を請求することができます。この場合、利用契約者は、利用終了日の1ヶ月前までに当社に書面により通知いただきます。

2 前項の場合の利用の終了日は、第11条（利用開始日等）第2項に定める利用終了日とします。

(当社が行うJSATMarineサービスの利用の更新)

第19条 当社は、利用契約者が前条（利用契約者が行うJSATMarineサービスの利用の終了の請求）の規定に基づき、利用終了日の1ヶ月前（以下「利用終了通知期限」といいます）までに書面で請求を行わない場合は、利用終了日の翌日をJSATMarineサービスの利用更新日（以下「利用更新日」といいます。）と定め、利用終了通知期限をもって利用契約は更新されたものと取扱います。

2 利用更新日以降の利用契約事項は従前の利用契約事項と同じとします。

3 前項の定めにかかわらず、第1項の規定に基づき新たに定める利用契約に係る利用終了日は、利用更新日が属する月の月末とします。

第7節 利用契約の解除

(当社が行う利用契約の解除)

第20条 当社は、次のいずれかの場合には、利用契約を解除することがあります。

- (1) 利用契約者が当社に提出した利用申込の内容が事実と相違していることが判明したとき。
- (2) 利用契約者が約款の規定に基づき支払うべき料金その他債務について、料金表通則8（料金等の支払期日）に定める支払期日までに支払わず、当社が相当の期間を定めて支払いの履行の催告を行ったにもかかわらず、当該料金又は債務を支払わなかったとき。

- (3) 第23条（JSATMarineサービスの提供の停止）の規定に基づくJSATMarineサービスの提供の停止をした場合で停止期間が14日以上となったとき。
 - (4) 利用契約に係るトランスポンダにトランスポンダ障害等が発生し、利用契約者が第17条（トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更）の規定に基づく当社からの通知受領後30日以内に利用契約の変更を行わなかったとき。
 - (5) トランスポンダにトランスポンダ障害等が発生し、そのトランスポンダ以外のトランスポンダによっても、利用契約で定めた利用契約事項によるJSATMarineサービスの提供ができず、かつ利用契約で定めた利用契約事項と異なる利用契約事項によるJSATMarineサービスの提供もできないとき。
- 2 当社は、前項第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号の規定により利用契約を解除するときは、あらかじめ、利用契約者にその旨書面で通知しますが、前項第(5)号の規定によるときは、口頭でその旨通知し、事後すみやかに書面で確認します。
 - 3 当社は、第23条（JSATMarineサービスの提供の停止）第1項第(1)号から第(11)号の各号の規定のいずれかに該当する場合でその事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、JSATMarineサービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに利用契約を解除することがあります。
 - 4 当社は、前3項の規定に基づき利用契約を解除しようとするJSATMarineサービスが、第28条（利用回線の利用の制限）の表に掲げる機関に係るものであるときは、あらかじめ、その利用契約者と協議します。ただし、利用契約者が約款に基づく料金、その他債務の支払いを遅滞したときは、この限りではありません。
 - 5 当社は、第23条（JSATMarineサービスの提供の停止）第2項の規定に該当したときは、同条同項に基づくJSATMarineサービスの提供の停止をしないで、当社所定の書面による通知によって、直ちに利用契約を解除することがあります。

（利用契約者が行う利用契約の解除）

第21条 利用契約者は、当社から次のいずれかの通知を受けたときは、通知受領後30日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。

- (1) 利用契約において、利用契約者の責に帰し得ない事由に基づきJSATMarineサービス提供開始が利用契約に定めた当初の利用開始予定日より60日以上遅れる旨の通知。
 - (2) 第17条（トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更）の規定に基づく利用契約の変更の通知。ただし、当該変更が利用契約者の利用形態に影響を及ぼさない場合を除きます。
 - (3) 第22条（JSATMarineサービスの提供の中止）第1項第(2)号の規定に基づきJSATMarineサービスの提供を中止する旨の通知。
- 2 利用契約者は、利用契約に基づくJSATMarineサービスの料金の額がJSATMarineサービス約款又は料金表の変更のため増加する旨の通知を当社から受けたときは、変更後の約款又は料金表の実施期日又はその実施期日以降の日を利用契約の解除の日（以下「契約解除日」といいます。）として、通知受領後30日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
 - 3 利用契約者は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生した場合であって、JSATMarineサービスを提供できない場合、当社がそのトランスポンダ障害を知った時刻から当社がトランスポンダの復旧を通知した時刻までの時間が、連続24時間以上もしくは連続する30日の間に累計48時間以上となった旨の通知を当社から書面により受けたときは、その通知受領後30日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。

- 4 当社は、利用契約者の責に帰し得ない事由に基づく船上地球局設備等の滅失又は毀損によって、JSATMarineサービスを全く利用できない状態が6ヶ月以上継続すると当社が認めたとき又は全く利用できない状態と同程度の状態が6ヶ月以上継続すると当社が認めたときは、利用契約者にその旨書面で通知します。利用契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後90日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
- 5 利用契約者は、前4項による事由以外の事由によっても利用契約を解除することができます。この場合、利用契約者は、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。
- 6 前項の場合の契約解除日は、当社が通知を受領した日が属する月の翌月の末日とします。

第4章 JSATMarineサービスの提供の中止及び停止

(JSATMarineサービスの提供の中止)

第22条 当社は、次のいずれかの場合には、JSATMarineサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社協定事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第28条（利用回線の利用の制限）の規定に該当するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりJSATMarineサービスの提供を中止するときは、あらかじめ、その旨を利用契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。

(JSATMarineサービスの提供の停止)

第23条 当社は、利用契約者が次のいずれかに該当する場合には、その事実が解消されるまで、JSATMarineサービスの提供を停止することがあります。

- (1) 利用契約の規定により支払うべき料金その他の債務について、料金表通則8（料金等の支払期日）に定める支払期日までに支払わなかったとき。
- (2) 第42条（通信の秘密保護）の規定に違反したとき。
- (3) 利用契約者以外が所有又は保有する無線設備に対して電波干渉を与えているとき。
- (4) 第44条（電波干渉に要する工事等）の規定に違反したとき。又、利用契約者が当社の許可なく、船上地球局等を改変又は設定変更をしたとき。
- (5) 当社が指定するトランスポンダ、周波数、帯域幅及び電力を遵守しないとき。
- (6) 利用契約に定める利用回線の構成等に関する事項を遵守しないとき。
- (7) 船上地球局設備等に関し、当社の技術条件等を遵守しないとき。
- (8) 当社の承諾を得ずに、利用回線の一端に自営端末設備、自営電気通信設備又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続したとき。
- (9) 船上地球局設備等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他JSATMarineサービスの円滑な提供に支障がある場合に当社又は当社協定事業者が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果技術基準等に適合していると認められない自営端末設備又は自営電気通信設備を船上地球局設備等から取りはずさなかったとき。
- (10) 第13条（他人利用等）の規定に違反したとき。
- (11) 第46条（法令に規定する事項）又は第47条（利用契約者の義務）に違反したとき。
- 2 当社は、利用契約者のJSATMarineサービスの利用によって、当社又は当社協定事業者が電波法及び放送法に規定する放送を行うこととなるとき又は行うに至ったときは、JSATMarineサービスの提供を停止します。
- 3 当社は、JSATMarineサービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由、提供を停止する日及び期間を利用契約者に通知します。ただし、前項の規定による場合又は緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 4 当社は、提供を停止するJSATMarineサービスが第28条（利用回線の利用の制限）の表に掲げる機関に係るものであるときは、前3項の規定に拘らず、そのJSATMarineサービスの提供の停止について、あらかじめ、その利用契約者と協議します。ただし、その停止が第2項の規定によるものであるときは、この限りではありません。

(JSATMarineサービスの品目の廃止)

第24条 当社は、都合によりJSATMarineサービスの特定の品目を廃止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により特定の品目を廃止するときは、当該品目のJSATMarineサービスを利用している利用契約者に対し5ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(トラフィック及び接続制限等)

第25条 当社は、通信品質及びネットワーク利用の公平性確保、その他JSATMarineサービスの提供に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、トラフィックの制御、接続制限等の必要な措置を講ずることがあります。

第5章 他社回線との接続

(他社回線接続の請求)

第26条 利用契約者は、利用回線の一端において、又は利用回線の一端に接続されている端末設備等を介して当社協定事業者以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続する場合は、当社に、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(他社回線接続の請求の承諾等)

第27条 当社は前条（他社回線接続の請求）の請求があったときは、速やかに当社協定事業者はその請求を伝え、その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾するものとします。

- 2 当社及び当社協定事業者は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第6章 利用回線の利用の制限

(利用回線の利用の制限)

第28条 当社は、JSATMarineサービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている利用回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りです。）以外の利用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安庁の機関を含みます。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社の機関
放送事業者の機関
通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第7章 料金等

第1節 料金等の支払義務

(料金)

第29条 当社が提供するJSATMarineサービスの料金は料金表に定めるところによります。

(料金の支払義務)

第30条 利用契約者は、利用開始日から利用終了日又は契約解除日までの期間について、料金表に規定する料金を支払っていただきます。

2 利用契約者は、第23条（JSATMarineサービスの提供の停止）の規定に基づくJSATMarineサービスの提供の停止の期間についても料金表又は規定する料金を支払っていただきます。

(支払いを要しない料金)

第31条 利用契約者は、当社が第22条（JSATMarineサービスの提供の中止）の規定に基づき利用契約に係るJSATMarineサービスの提供を中止した場合で、中止した時刻から起算して24時間以上その中止が連続したときは、中止した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応する料金（回線利用料に限ります。）の支払いを要しません。

2 前項の規定によるほか、利用契約者は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生したとき、又は利用契約者の責に帰し得ない事由による基地地球局設備の使用不能（太陽雑音、激しい降雨、電波干渉、過大なトラフィックによる通信障害など、その他当社及び当社協定事業者が管理できない事情による使用不能は除きます。）により利用契約に係るJSATMarineサービスに係る利用回線を全く利用できない状態（その利用回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）となった場合で、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社及び当社協定事業者が知った時刻以後の利用ができなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応する料金（回線利用料に限ります。）の支払いを要しません。

3 利用契約者は、前2項の規定に基づく場合のほかは料金の支払いを要します。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。ただし、返還される料金に対しては利息を付しません。

(解除料等の支払義務)

第32条 利用契約者は、利用開始日の前日までの日に第21条（利用契約者が行う利用契約の解除）第5項の規定に基づき利用契約を解除するときは、料金表に規定するJSATMarineサービスの解除料（以下「解除料」といいます。）を支払っていただきます。

2 利用契約者は、利用開始日以降に第21条（利用契約者が行う利用契約の解除）第5項の規定に基づき利用契約を解除したとき、又は第20条（当社が行う利用契約の解除）第1項第(1)号、第(2)号、第(3)号、第3項もしくは第5項の規定に基づき利用契約を解除したときは、解除料を支払っていただきます。

3 前2項の解除料算定の基準となる料金は消費税相当額を加算しない額とします。

4 第20条（当社が行う利用契約の解除）又は第21条（利用契約者が行う利用契約の解除）の規定に基づき利用契約が解除された場合で、支払いを要しない料金その他の債務が当社に支払われているときは、当社は、すみやかにその料金その他の債務を利用契約者に返還します。ただし、返還される料金その他の債務に対しては利息を付しません。

第2節 料金の計算

(料金の計算方法等)

第33条 料金の計算方法等は、料金表通則に定めるところによります。

第3節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第34条 利用契約者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額（本邦と外国との通信を行う場合に免税となる額を除きます。）を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

(延滞利息)

第35条 利用契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

第4節 違約金

(違約金)

第36条 利用契約者は、当社が第23条（JSATMarineサービスの提供の停止）の規定に基づき利用契約者にJSATMarineサービスの提供の停止を通知したにも拘らず、停止しなければならない時刻を経過しても利用を停止しないときは、料金表に規定する違約金を支払っていただきます。

第8章 保守

(利用契約者の維持責任)

第37条 利用契約者は、船上地球局設備等に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(利用契約者の切分責任)

第38条 利用契約者は、JSATMarineサービスを利用することができなくなった場合は、使用する船上地球局設備等に故障がないことを確認し、かつ自営端末設備又は自営電気通信設備が船上地球局設備等に接続されているときはその自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の利用契約者による確認に際して、利用契約者から要請があったときは、当社協定事業者が別に定める方法により試験を行い、その結果を利用契約者に通知します。
- 3 当社は、前項の試験によりJSATMarineサービスの提供に係る電気通信設備に故障がないと判定した場合において、利用契約者の請求に応じて、当社判断により当社又は当社協定事業者の係員を派遣した結果、JSATMarineサービスを利用できない原因が船上地球局設備等、自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、利用契約者にその派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

(利用回線の修理又は復旧の順位)

第39条 当社及び当社協定事業者は、利用回線が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第28条（利用回線の利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその利用回線を修理し又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の利用回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理又は復旧する利用回線
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関（海上保安庁の機関を含みます。）に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社の機関に設置されるもの 放送事業者の機関に設置されるもの 通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位、第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償等

(損害賠償)

第40条 当社は、利用契約に係るJSATMarineサービスを提供すべき場合において、当社又は当社協定事業者の責に帰すべき事由によりそのサービスの提供をしなかったときは、そのJSATMarineサービスに係る利用回線が全く利用できない状態（その利用回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社及び当社協定事業者が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、当該利用契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、利用回線が全く利用できない状態にあることを当社及び当社協定事業者が知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り、）に対応する回線利用料を利用契約者の被った損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 当社は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生し第17条（トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更）の規定に基づき利用契約の変更を行う場合であって、第1項に該当するときは、利用回線が全く利用できない状態にあることを当社及び当社協定事業者が知った時刻から同条の規定に基づき利用契約者が当社から利用契約の変更の通知を受領した時刻までの期間に限り、前2項の規定を準用して利用契約者の損害を賠償します。
- 4 前2項の場合において、利用回線が全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の額の算定にあたっては、料金表通則6（月額料金の日割）第2号及び料金表通則7（端数処理）の規定に準じて取扱います。
- 5 第1項及び第3項の場合において、当社又は当社協定事業者の故意又は重大な過失によりJSATMarineサービスを提供しなかったときは、第2項及び前項の規定は適用しません。

(免責)

第41条 当社は、JSATMarineサービスの提供の開始が利用契約に定めた利用開始日より遅れた場合であっても、前条（損害賠償）の規定に基づく損害賠償責任を負わず、又利用契約者がこれによって被る損害に対しても一切の賠償責任を負いません。

- 2 当社及び当社協定事業者は、当社協定事業者が行う船上地球局設備等の追加、変更、取り換え、修理、復旧、移転又は撤去の工事にあって、利用契約者の土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合でも、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 3 当社は、この約款又は利用回線端末等の接続の技術的条件の規定の変更により利用契約者が自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 4 当社及び当社協定事業者は、直接的又は間接的な原因の如何に関わらず、船上地球局設備等を起因として、JSATMarineサービスの提供ができない場合においては、損害賠償の責任を負いません。

第10章 その他の提供条件

(通信の秘密保護)

第42条 当社は、通信の秘密が侵される恐れがある場合であって、当社が必要と認めたときは、利用契約者に、JSATMarineサービスを利用して伝送する符号、音響又は影像を利用契約者以外の者が傍受できない措置をとっていただくことがあります。

(船上地球局設備等の据え付けに関する申請等)

第43条 利用契約者は、船上地球局設備等の据え付けに関し、電波法及び電気通信事業法以外の許可又はその他の申請等が必要な場合は、利用契約者の責任と負担において、その申請等を実施していただきます。

(電波干渉に要する工事等)

第44条 利用契約者は、船上地球局設備等の据え付けに際し、電波干渉の調査及び分析、電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策を利用契約者の責任と負担において実施していただきます。

2 利用契約者は、船上地球局設備等の据え付け完了後、前項の電波干渉対策が必要と当社協定事業者が認めたときは、当社が当社協定事業者と協議の上指定する期日までに、必要な工事その他電波干渉対策を利用契約者の責任と負担において実施していただきます。

(JSATMarineサービスの技術的事項)

第45条 JSATMarineサービスにおける基本的な技術的事項は、技術基準等及び技術条件等のとおりとします。

(法令に規定する事項)

第46条 JSATMarineサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(利用契約者の義務)

第47条 利用契約者は、JSATMarineサービスを利用するにあたって、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為。
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (7) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為。
- (8) 他者になりすましてJSATMarineサービスを利用する行為。

- (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為。
- (10) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為。
- (11) 他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為。
- (12) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
- (13) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負、仲介し又は誘引する行為。
- (14) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
- (15) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為。
- (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する目的でリンクをはる行為。
- (17) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為。

(その他の提供条件)

第48条 JSATMarineサービスのその他の提供条件については、細則に定めるところによります。

附 則

(実施期日)

この約款は、令和7年9月19日より実施します。